

衛星船位測定送信機に関する位置報告等実施要領

制定 2 水管第1592号
令和2年12月1日
改正 4 水管第203号
令和4年6月22日
改正 6 水管第1419号
令和6年9月3日
水産庁長官通知

第1 趣旨

第197回国会において成立した漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）第1条の規定による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の施行により、衛星船位測定送信機（以下「VMS」という。）の船舶への備付け及び常時作動を命ずることができることとされたところである。また、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第48号）の施行により改正された漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第15条の規定により、VMSの機能、故障時の位置報告等が定められているところである。

VMSの機能、故障した場合の報告及び寄港並びに故障期間中における位置報告の実施については、法及び省令の定めによるほか、この実施要領に定めるところによる。

第2 国際VMSの機能について（省令第15条第1項関係）

国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行のために特に必要があると農林水産大臣が認める場合に設置するVMS（以下「国際VMS」という。）を備え付けようとする船舶について法第36条第1項の許可を受けた者は、漁業の種類ごと及び海域ごとに別表に定める仕様のものを備え付けるものとする。

第3 国際VMSの故障時の報告等について（省令第15条第2項関係）

1 故障した場合の報告方法について

国際VMSを備え付けた船舶の船長は、当該船舶のVMSが故障した場合には、別添1の様式により、農林水産大臣に対して、速やかに故障の状況を報告しなければならない。

2 故障した場合の寄港について

国際VMSを備え付けた船舶の船長は、当該船舶のVMSが故障し、かつ、船上での修理が困難な場合にあっては、速やかに寄港し、かつ、当該VMSを修理しなければならない。

当該船舶の船長は、寄港時において、別添1の様式により、農林水産大臣に対して、修理を完了したことが確認できる書類（業者が発行する請求書等）を添付した

上で、修理の結果を速やかに報告するものとする。

3 故障期間中の位置報告について

国際VMSを備え付けた船舶の船長は、当該船舶のVMSが故障し、かつ、船上での修理が困難な場合にあっては、当該船舶が寄港するまでの間、漁業の種類ごと及び海域ごとに、別添2-1に定める方法により、農林水産大臣に対して、当該船舶の位置報告を行わなければならない。

また、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成17年条約第9号）第3条に規定する海域のうち公海において操業するかつお・まぐろ漁業又は大中型まき網漁業を営む船舶の船長においては、別添2-2の様式により、中西部太平洋まぐろ類委員会に対して、当該別添に記載されている時間ごとに当該船舶の位置報告を行わなければならない。

第4 国内VMSの故障時の報告等について（省令第15条第2項）

1 故障した場合の報告方法について

漁業調整のために特に必要があると農林水産大臣が認める場合に設置するVMS（以下「国内VMS」という。）を備え付けた船舶の船長は、当該船舶の国内VMSが故障した場合には、農林水産大臣に対して、速やかに故障の状況を報告しなければならない。

2 故障した場合の寄港について

国内VMSを備え付けた船舶の船長は、当該船舶のVMSが故障した報告をした際に農林水産大臣による指示があった場合においては、農林水産大臣が指定した日時及び場所に寄港しなければならない。

3 故障期間中の位置報告について

国内VMSを備え付けた船舶の船長は、当該船舶のVMSが故障した報告をした際に農林水産大臣による指示があった場合においては、当該船舶が寄港するまでの間、農林水産大臣に対して、当該船舶の位置報告を行わなければならない。

附則

- 1 この要領は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業及び海外まき網漁業における衛星船位測定送信機による位置報告要領」（平成27年12月22日付け27水管第1844号水産庁資源管理部長通知）は、廃止する。

【別表】

漁業の種類	海 域	VMS の仕様
遠洋底びき網漁業	イ 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（平成27年条約第3号）第4条に規定する海域	1 時間ごとに記録した船舶の位置を遅滞なく送信できるよう設定されたもの。
	ロ 北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約（昭和55年条約第1号）第1条に規定する海域	1 時間ごとに記録した船舶の位置 1 日に 1 回以上送信できるよう設定されたもの。
	ハ 南インド洋漁業協定（平成26年条約第9号）第3条に規定する海域	2 時間ごとに記録した船舶の位置 1 日に 1 回以上送信できるよう設定されたもの。
大西洋等はえ縄等漁業	イ 南東大西洋における漁業資源の保存と管理に関する条約（平成26年条約第16号）第4条に規定する海域 ロ 南インド洋漁業協定第3条に規定する海域	2 時間ごとに記録した船舶の位置を 1 日に 1 回以上送信できるよう設定されたもの。
	ハ 南極の海洋生物資源の保存に関する条約（昭和57年条約第3号）第1条に規定する海域	1 時間ごとに記録した船舶の位置を 1 日に 1 回以上送信できるよう設定されたもの。
太平洋底刺し網等漁業	イ 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条に規定する海域	1 時間ごとに記録した船舶の位置を遅滞なく送信できるよう設定されたもの。
	ロ 南極の海洋生物資源の保存に関する条約第1条に規定する海域	1 時間ごとに記録した船舶の位置を 1 日に 1 回以上送信できるよう設定されたもの。
大中型まき網漁業 （大中型まき網漁業の制限措置の公示の別記に掲げる操業区域9を含むもの（以下、「海外まき網」という）。に限る。）	イ インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成8年条約第3号）第2条に規定する海域（以下「インド洋協定海域」という。）	4 時間ごとに記録した船舶の位置を 1 日に 1 回以上送信できるよう設定されたもの。
	ロ インド洋協定海域を除く海域	6 時間ごとに記録した船舶の位置を 1 日に 1 回以上送信できるよう設定されたもの。

大中型まき網漁業 （海外まき網以外であって、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条第1項に規定する海域のうち公海（我が国及び外国の排他的経済水域を除く。）で、同条第3項に規定する魚類資源を獲ることを目的として操業するものに限る。）	次の（1）から（3）までに掲げる海域を除く海域 （1） 我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域を除く。） （2） 大韓民国の排他的経済水域、領海及び内水 （3） 中華人民共和国の排他的経済水域、領海及び内水	6時間ごとに記録した船舶の位置を1日に1回以上送信できるよう設定されたもの。
大中型まき網漁業 （海外まき網以外であって、北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条に規定する海域で同条約第1条（h）に規定する漁業資源を獲ることを目的として操業するものに限る。）	北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条に規定する海域	1時間ごとに記録した船舶の位置を遅滞なく送信できるよう設定されたもの。
かつお・まぐろ漁業 （操業区域が小型又は近海（※）のものに限る。）	イ インド洋協定海域	4時間ごとに記録した船舶の位置を1日に1回以上送信できるよう設定されたもの。
	ロ インド洋協定海域を除く海域	6時間ごとに記録した船舶の位置を1日に1回以上送信できるよう設定されたもの。

かつお・まぐろ漁業 (操業区域が小型又は近海以外であって、浮きはえ縄を使用するものに限る。)	イ 1949年のアメリカ合衆国とコストリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約(昭和45年条約第16号)第3条に規定する条約水域(以下「東部太平洋条約水域」という。)	4時間ごとに記録した船舶の位置を1日に1回以上送信できるよう設定されたもの。
	ロ インド洋協定海域	
	ハ 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約(昭和44年条約第1号)第1条に規定する海域(以下「大西洋条約海域」という。)	2時間ごとに記録した船舶の位置を1日に1回以上送信できるよう設定されたもの。
	ニ 次の(1)から(3)までに掲げる海域を除く海域 (1) 東部太平洋条約水域 (2) インド洋協定海域 (3) 大西洋条約海域	6時間ごとに記録した船舶の位置を1日に1回以上送信できるよう設定されたもの。
かつお・まぐろ漁業 (操業区域が小型又は近海以外であって、釣りによるものに限る。)	イ 東部太平洋条約水域	2時間ごとに記録した船舶の位置を1日に1回以上送信できるよう設定されたもの。
	ロ インド洋協定海域	4時間ごとに記録した船舶の位置を1日に1回以上送信できるよう設定されたもの。
	ハ 大西洋条約海域	2時間ごとに記録した船舶の位置を1日に1回以上送信できるよう設定されたもの。
	ニ 次の(1)から(3)までに掲げる海域を除く海域 (1) 東部太平洋条約水域 (2) インド洋協定海域 (3) 大西洋条約海域	6時間ごとに記録した船舶の位置を1日に1回以上送信できるよう設定されたもの。
北太平洋さんま漁業	北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条に規定する海域	1時間ごとに記録した船舶の位置を遅滞なく送信できるよう設定されたもの。
いか釣り漁業	北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条に規定する海域	1時間ごとに記録した船舶の位置を遅滞なく送信できるよう設定されたもの。

(※) 「近海」とは、省令別表第7の総トン数120トン未満の項の海域一を、「小型」とは、同項の海域二をいう。

農林水産大臣 殿

国際VMSの故障及び修理の報告

1 漁 船 名 : 2 許可番号 :

3 信号符字 : 4 登録番号 :

5 船 長 名 :

6 会 社 名 :
(氏 名)

7 故障の日時 : 年 月 日

8 故障の位置 : 緯度 N・S 度 分 経度 E・W 度 分

9 故障の状況 : (1) 故障の状況

(2) 修理予定 (具体的に時期、場所等を記入)

10 修理の状況 : (1) 修理の内容

(2) 修理を行った業者

業 者 名 : 担 当 者 :

住 所 :

T E L : F A X :

11 故障期間中の操業海域の範囲 (かつお・まぐろ漁業のうち操業区域が新小型又は新近海のものであり、かつ故障期間中第3の3及び別添2-1に従って故障中の船舶の位置報告を行っていない場合に限る。) :

緯度 N・S 度 分 ~ N・S 度 分

経度 E・W 度 分 ~ E・W 度 分

1. 国際VMSが故障した場合、速やかに故障の状況 (1 から 9 まで記入) を報告すること。
2. 入港時には速やかに機器の修理を行い、修理の状況及び故障期間中の操業海域の範囲 (10 及び11を追加して記入する) を報告すること。

(提出先)

1. 遠洋底びき網漁業者の場合

水産庁資源管理部管理調整課 許可漁業第2班 宛て

FAX:03-3501-1019

E-mail : sokouo_japan@maff.go.jp

2. 大西洋等はえ縄等漁業者の場合

水産庁資源管理部管理調整課 許可漁業第2班 宛て

FAX:03-3501-1019

E-mail : sokouo_japan@maff.go.jp

3. 太平洋底刺し網等漁業者の場合

水産庁資源管理部管理調整課 許可漁業第2班 宛て

FAX:03-3501-1019

E-mail : sokouo_japan@maff.go.jp

4. 大中型まき網漁業者（海外まき網を除く。）の場合

水産庁資源管理部管理調整課 許可漁業第1班 宛て FAX:03-3501-1019

E-mail : sokouo_japan@maff.go.jp

5. かつお・まぐろ漁業者及び大中型まき網漁業者（海外まき網）の場合

水産庁資源管理部国際課 かつお・まぐろ漁業班 宛て FAX : 03-3591-5824

E-mail : vms_faj@maff.go.jp

6. 北太平洋さんま漁業者の場合

水産庁資源管理部管理調整課 許可漁業第3班 宛て

FAX:03-3501-1019

E-mail : sokouo_japan@maff.go.jp

7. いか釣り漁業者の場合

水産庁資源管理部管理調整課 許可漁業第3班 宛て

FAX:03-3501-1019

E-mail : sokouo_japan@maff.go.jp

故障期間中の位置報告について

1. 遠洋底びき網漁業

(1) 海域及び報告頻度

- ① 北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約第 1 条に規定する海域及び南インド洋漁業協定第 3 条に規定する海域で操業する場合にあっては、4 時間ごと（0 時、4 時、8 時、12 時、16 時及び 20 時）の位置を報告する。
- ② 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第 4 条に規定する海域で操業する場合にあっては、4 時間ごと（例 0 時、4 時、8 時、12 時、16 時及び 20 時）の位置を報告する。

(2) 報告内容

- ① 以下のアからオまでの内容を報告する。

ア 船舶識別番号
イ 位置情報（緯度及び経度）
ウ 報告日時（世界標準時）
エ 進路
オ 船速

- ② 以下のアからエまでの内容を報告する。

ア 漁船登録番号
イ 報告の月日
ウ 報告の時刻
エ 報告時の位置

※ 報告の時刻については、世界標準時とする。報告時の位置については、緯度及び経度で表し、北緯はN、東経はE又は西経はWとする。

(例) N41, 42 E24, 23

(3) 報告方法及び報告先

- ① 水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第 2 班宛てに
メール (sokouo_japan@maff.go.jp) 又は FAX (03-3501-1019) による。
- ② 水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第 2 第班宛てに
メール (manreport@japanfmc.jp) による。

2. 大西洋等はえ縄等漁業

(1) 海域及び報告頻度

- ① 南東大西洋における漁業資源の保存と管理に関する条約第 4 条に規定する海域で操業する場合にあっては、24 時間ごと（0 時）の位置を報告する。
- ② 南インド洋漁業協定第 3 条に規定する海域及び南極の海洋生物資源の保存に関

する条約第 1 条に規定する海域で操業する場合にあっては、4 時間ごと（0 時、4 時、8 時、12 時、16 時及び 20 時）の位置を報告する。

（2）報告内容

① （1）①の場合

以下のアからオまでの内容を報告する。

ア 船舶識別番号

イ 位置情報（緯度及び経度）

ウ 報告日時（世界標準時）

エ 進路

オ 船速

② （1）②の場合

以下のアからオまでの内容を報告する。

ア 船舶識別番号

イ 位置情報（緯度及び経度）

ウ 報告日時（世界標準時）

エ 進路

オ 船速

（3） 報告方法及び報告先

水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第 2 班宛てに

メール（sokouo_japan@maff.go.jp）又は FAX（03-3501-1019）による。

3. 太平洋底刺し網等漁業

（1）海域及び報告頻度

① 南極の海洋生物資源の保存に関する条約第 1 条に規定する海域で操業する場合にあっては、4 時間ごと（0 時、4 時、8 時、12 時、16 時及び 20 時）の位置を報告する。

② 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第 4 条に規定する海域で操業する場合にあっては、4 時間ごと（例 0 時、4 時、8 時、12 時、16 時及び 20 時）の位置を報告する。

（2）報告内容

① 以下のア及びイの内容を報告する。

ア 位置情報（緯度及び経度）

イ 報告日時（世界標準時）

② 以下のアからエまでの内容を報告する。

ア 漁船登録番号

イ 報告の月日

ウ 報告の時刻

エ 報告時の位置

※ 報告の時刻については、世界標準時とする。報告時の位置については、緯度及び経度で表し、北緯はN、東経はE又は西経はWとする。
(例) N41, 42 E24, 23

(3) 報告方法及び報告先

① 水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第2班宛てに
メール (sokouo_japan@maff.go.jp) 又は FAX (03-3501-1019) による。

② 水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第2第班宛てに
メール (manreport@japanfmc.jp) による。

4. 大中型まき網漁業 (海外まき網漁業を除く)

(1) 海域及び報告頻度

① 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条第1項に規定する海域のうち公海 (我が国及び外国の排他的経済水域を除く。) で、同条3項に規定する魚類資源を獲ることを目的として操業する場合にあっては、6時間ごと (0時、6時、12時及び18時) の位置を報告する。

② 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条に規定する海域で同条約第1条 (h) に規定する漁業資源を獲ることを目的として操業する場合にあっては、4時間ごと (例 0時、4時、8時、12時、16時及び20時) の位置を報告する。

(2) 報告内容

① 別添2-2の様式を用いて、当該別添に記載の内容を報告する。

② 以下のアからエまでの内容を報告する。

ア 漁船登録番号

イ 報告の月日

ウ 報告の時刻

エ 報告時の位置

※ 報告の時刻については、世界標準時とする。報告時の位置については、緯度及び経度で表し、北緯はN、東経はE又は西経はWとする。

(例) N41, 42 E24, 23

(3) 報告方法及び報告先

① 水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第1班宛てに
FAX (03-3501-1019) による。

② 水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第1班宛てに
メール (manreport@japanfmc.jp) による。

5. 大中型まき網漁業 (海外まき網漁業)

(1) 海域及び報告頻度

① 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条に規定する海域で操業する場合にあっては、6時間ごと（0時、6時、12時及び18時）の位置を報告する。

② インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第2条に規定する海域で操業する場合にあっては、4時間ごと（日本時間で0時、4時、8時、12時、16時及び20時）の位置を報告する。

(2) 報告内容

以下のアからオまでの内容を報告する。

ア 漁業許可番号

イ 船名

ウ 報告の月日

エ 報告の時刻

オ 報告日の位置

※ 報告日の位置については、緯度及び経度で表し、北緯は N、南緯は S、東経は E 又は西経は W とする。（例） S 41, 42 E 24, 23

(3) 報告方法及び報告先

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室かつお・まぐろ漁業班宛てにメール（vms_faj@maff.go.jp）又は FAX（03-3591-5824）による。

6. かつお・まぐろ漁業（操業区域が新小型又は新近海のものに限る。）

(1) 海域及び報告頻度

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条に規定する海域のうち、我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る海域を超えて操業する場合にあっては、寄港するまでの間、6時間ごと（0時、6時、12時及び18時）の位置を報告する。

(2) 報告内容

以下のアからオまでの内容を報告する。

ア 漁業許可番号

イ 船名

ウ 報告の月日

エ 報告の時刻

オ 報告日の位置

※ 報告日の位置については、緯度及び経度で表し、北緯は N、南緯は S、東経は E 又は西経は W とする。（例） S 41, 42 E 24, 23

(3) 報告方法及び報告先

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室かつお・まぐろ漁業班宛てにメール（vms_faj@maff.go.jp）又は FAX（03-3591-5824）による。

7. かつお・まぐろ漁業（6以外であって、浮きはえ縄を使用するものに限る。）

(1) 海域及び報告頻度

- ① 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条に規定する海域で操業する場合にあっては、6時間ごと（0時、6時、12時及び18時）の位置を報告する。
- ② インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第2条又は1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第3条に規定する海域で操業する場合にあっては、4時間ごと（日本時間で0時、4時、8時、12時、16時及び20時）の位置を報告する。
- ③ 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第1条に規定する海域で操業する場合にあっては、2時間ごと（0時、2時、4時、6時、8時、10時、12時、14時、16時、18時、20時及び22時）の位置を報告する。

(2) 報告内容

以下のアからオまでの内容を報告する。

ア 漁業許可番号

イ 船名

ウ 報告の月日

エ 報告の時刻

オ 報告日の位置

※ 報告日の位置については、緯度及び経度で表し、北緯はN、南緯はS、東経はE又は西経はWとする。（例）S41, 42 E24, 23

(3) 報告方法及び報告先

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室かつお・まぐろ漁業班宛てにメール（vms_faj@maff.go.jp）又はFAX（03-3591-5824）による。

8. かつお・まぐろ漁業（6以外であって、釣りを使用するものに限る。）

(1) 海域及び報告頻度

- ① 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条に規定する海域で操業する場合にあっては、6時間ごと（0時、6時、12時及び18時）の位置を報告する。
- ② インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第2条に規定する海域で操業する場合にあっては、4時間ごと（日本時間で0時、4時、8時、12時、16時及び20時）の位置を報告する。
- ③ 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第1条又は1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第3条に規定する海域で操業する場合にあっては、2時間ごと（0時、2時、4時、6時、8時、10時、12時、14時、16時、18時、20時及び22時）の位置を報告する。

(2) 報告内容

以下のアからオまでの内容を報告する。

ア 漁業許可番号

イ 船名

ウ 報告の月日

エ 報告の時刻

オ 報告日の位置

※ 報告日の位置については、緯度及び経度で表し、北緯はN、南緯はS、東経はE又は西経はWとする。(例) S 41, 42 E 24, 23

(3) 報告方法及び報告先

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室かつお・まぐろ漁業班宛てにメール (vms_faj@maff.go.jp) 又は FAX (03-3591-5824) による。

9. 北太平洋さんま漁業

(1) 海域及び報告頻度

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条に規定する海域で操業する場合にあっては、4時間ごと(例 0時、4時、8時、12時、16時及び20時)の位置を報告する。

(2) 報告内容

以下のアからエまでの内容を報告する。

ア 漁船登録番号

イ 報告の月日

ウ 報告の時刻

エ 報告時の位置

※ 報告の時刻については、世界標準時とする。報告時の位置については、緯度及び経度で表し、北緯はN、東経はE又は西経はWとする。

(例) N 41, 42 E 24, 23

(3) 報告方法及び報告先

水産庁資源管理部管理調整課許可第3班宛てにメール (manreport@japanfmc.jp) による。

10. いか釣り漁業

(1) 海域及び報告頻度

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条に規定する海域で操業する場合にあっては、4時間ごと(例 0時、4時、8時、12時、16時及び20時)の位置を報告する。

(2) 報告内容

以下のアからエまでの内容を報告する。

ア 漁船登録番号

イ 報告の月日

ウ 報告の時刻

エ 報告時の位置

※ 報告の時刻については、世界標準時とする。報告時の位置については、緯度及び経度で表し、北緯はN、東経はE又は西経はWとする。

(例) N41, 42 E24, 23

(3) 報告方法及び報告先

水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第3班宛てに

メール (manreport@japanfmc.jp) による。

WCPFC-VMS Manual Report from Japan Fishing Vessel

(VMSが故障した場合の日別位置報告様式)

TO: WCPFC Secretariat (FAX:691-320-1108, E-mail:VMSManualReports@wcpfc.int)**CC: Fishery Agency of Japan** (FAX:03-3591-5824, E-mail:vms_faj@maff.go.jp)**Vessel Name*¹**

(船名)

Gear Type*²

(漁業種類)

IRCS*³

(国際信号符号)

WIN Number*⁴

(WCPFC登録番号)

Reporting Date and Time *⁵**(JST) *JST=UTC+9**

(報告日時(日本標準時))

(day)

(month)

(year)

(hour)

0:00(JST) ・ 6:00(JST) ・ 12:00(JST) ・ 18:00(JST)

Reporting Location*⁶

(現在位置)

Latitude

(degree)

(minute)

(seconds)

N

S

Longitude

(degree)

(minute)

(seconds)

E

W

Fishing

(漁獲中)

Return to JP port

(帰港中)

Vessel Activity at reporting*⁷

To Fishing ground

(漁場向け移動中)

In port

(寄港中)

Other (

)

License No. (JP)*⁸

(漁業許可番号)

記入上の注意事項

* 1: WCPFC漁船登録をした際のローマ字表記を記入すること。

* 2: 該当する漁法を英語で記入すること。(例: Tuna longliner(はえ縄)、Tuna purse seiner(海外まき網)、Purse seiner(大中小型まき網(海外まき網除く)の網船) FISH CARRIER(大中小型まき網(海外まき網除く)の運搬船)、Support Vessel(大中小型まき網(海外まき網除く)の探索船)

* 3: 国際信号符号を記入すること。

* 4: WCPFC漁船登録をした際の登録番号を記入すること。国際信号符号又は漁船番号の前に「JP-」を付したもののいずれかを記入すること。

* 5: 日本標準時による日付を日、月、年の順に数字を記入すること。時間は該当するものを○で囲むこと。

* 6: 当該報告時の位置の緯度、経度を記入すること。具体的には緯度はN(北緯)、S(南緯)のいずれかを経度はE(東経)、W(西経)のいずれかを○で囲み、それぞれ度、分、秒の順に数字を記入すること。

* 7: 報告時の該当する活動状況を○で囲むこと。

* 8: 日本国内の漁業許可番号を記入すること。